住所　東京都墨田区京島１丁目38番１―1316号
鍼愛理　昭和58年９月８日生
住所　浜松市東区中郡町1955番地２
鍼紗美　昭和60年11月５日生
住所　浜松市東区中郡町1955番地２
鍼未来　平成３年１月25日生
住所　東京都豊島区西池袋３丁目21番13―1413号
盧聖姫　昭和39年１月27日生
住所　東京都東村山市**廻**田町３丁目15番地89
李宗賦　平成８年３月12日生
住所　東京都調布市八雲台１丁目９番地５
張茜　平成７年９月20日生
住所　埼玉県蕨市**錦**越４丁目９番13号
リ・ピン　昭和43年11月30日生

○農林水産省告示第二千三百七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十四年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年十二月二十二日　第十二号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
サーティウッドテクニカルセンター　カナダ　ブリティッシュコロンビア州　ノースバンクーバー　リンアベニュー三百七十五　ユニット百
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
合板、構造用パネル、集成材、単板積層材及びフローリング
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
北米及び中米
(2)　認定を行う事業所の所在地
カナダ　ブリティッシュコロンビア州　ノースバンクーバー　リンアベニュー三百七十五　ユニット百

○農林水産省告示第二千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市上津江町上野田字上谷一四九三、中津江村栃野字日ノ口三九二三の一、字小草ノ下三九二四の一、字スタ山四二三九の二、字アカタニ四二五〇、四二五一、字火ノ口四九二七の二、四九三三（次の図に示す部分に限る。）、四九三六、字火ノ口ワキ四九四三の一、字クランノ五〇八六の三、上津江町川原字寺払六五六、六五七、六六一、六六四の一、六六七の一、六六七の二、六七二、字上寺松六九四、六九六から六九八まで、字豆生野六九九の一、七〇〇、七〇二から七〇八まで、七一〇、七四九、七五三、七五四の一、七五五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上谷一四九三・字日ノ口三九二三の一・字小草ノ下三九二四の一・字アカタニ四二五〇・字火ノ口四九二七の二・四九三三・四九三六・字火ノ口ワキ四九四三の一・字クランノ五〇八六の三・字寺払六六一・字上寺松六九八・字豆生野七〇八・七四九（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字堅田字ツル四一六三、字十三割四一七八の一、四一八二から四一八五まで、四二二六から四二三〇まで、四二三四から四二三六まで、字ヒイゴ四二三七から四二三九まで、字古河内四二六二、四二七〇、四二七二から四二七四まで、大字長谷字下ケ迫二二五の二、二二五の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町出口字鎮祭リ三〇〇〇、三〇〇一の一、三〇三三の一、三〇三三の二、三〇三六の八、三〇三六の一五、三〇三六の一七、佐伯市本匠大字山部字山梅一四八九の一（次の図に示す部分に限る。）、一四八九の四、字カゲケ久保一五二二の八（次の図に示す部分に限る。）、一五二二の一一、一五二二の一二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎮祭リ三〇三六の八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町中摩字登リ戸二四四九、字大平二八七〇、耶馬溪町大字栃木字蜂巣七八〇、山国町草本字市作一三一四、一三二九、一三三〇、一三三六、字グミノキゾル一三二九から一三三一まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）